

現行	改定後	修正理由																				
<p style="text-align: center;">第 2 部 想定する危機事業及び被害想定</p> <p>2.3 庁舎等の被害想定 (P 8)</p> <table border="1" data-bbox="129 456 999 700"> <thead> <tr> <th data-bbox="129 456 333 507">業務資源名</th> <th data-bbox="333 456 999 507">被害想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="129 507 333 555"></td> <td data-bbox="333 507 999 555">宇和島庁舎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="129 555 333 700">津波避難ビル</td> <td data-bbox="333 555 999 700">・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階第 1・第 2 会議室等を周辺住民等に開放する。</td> </tr> </tbody> </table>	業務資源名	被害想定		宇和島庁舎	津波避難ビル	・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階第 1・第 2 会議室等を周辺住民等に開放する。	<p style="text-align: center;">第 2 部 想定する危機事業及び被害想定</p> <p>2.3 庁舎等の被害想定 (P 8)</p> <table border="1" data-bbox="1052 456 1904 796"> <thead> <tr> <th data-bbox="1052 456 1256 507">業務資源名</th> <th data-bbox="1256 456 1904 507">被害想定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1052 507 1256 555"></td> <td data-bbox="1256 507 1904 555">宇和島庁舎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1052 555 1256 796">津波避難ビル</td> <td data-bbox="1256 555 1904 796">・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階大会議室、第一・第二会議室等を周辺住民等に開放する。津波避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、参考)</p> <p>※ 津波避難ビルとしての使用に関する協定書 (H25. 11. 8 締結) 第 3 条の避難ビルとしての使用範囲から一部抜粋</p> <table border="1" data-bbox="1144 991 1733 1187"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 991 1442 1031">避難場所</td> <td data-bbox="1442 991 1733 1031">7 階 / 609m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1031 1442 1070">最大収容人数</td> <td data-bbox="1442 1031 1733 1070">500 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1070 1442 1110">避難経路</td> <td data-bbox="1442 1070 1733 1110">施設内階段 2 か所</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1110 1442 1187">入口</td> <td data-bbox="1442 1110 1733 1187">敷地入口 2 か所 施設入口 2 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大会議室、第一・第二会議室、予備室、講師控室の合計床面積は、609m²</p> <p>※ 予備室、講師控室の使用については、新型コロナウイルス感染症対策のため 3 つの密を避ける場合や、体調不良者や乳幼児等の要配慮者などに適宜、開放する。</p>	業務資源名	被害想定		宇和島庁舎	津波避難ビル	・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階 大会議室、第一・第二会議室 等を周辺住民等に開放する。 津波避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。	避難場所	7 階 / 609m ²	最大収容人数	500 人	避難経路	施設内階段 2 か所	入口	敷地入口 2 か所 施設入口 2 か所	<p>宇和島市との津波避難ビルに関する協定に基づき、宇和島庁舎 7 階フロアを住民に開放する。</p>
業務資源名	被害想定																					
	宇和島庁舎																					
津波避難ビル	・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階第 1・第 2 会議室等を周辺住民等に開放する。																					
業務資源名	被害想定																					
	宇和島庁舎																					
津波避難ビル	・宇和島庁舎は宇和島市の避難ビルに指定されており、津波襲来時は、庁舎 7 階 大会議室、第一・第二会議室 等を周辺住民等に開放する。 津波避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。																					
避難場所	7 階 / 609m ²																					
最大収容人数	500 人																					
避難経路	施設内階段 2 か所																					
入口	敷地入口 2 か所 施設入口 2 か所																					

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p style="text-align: center;">第 4 部 業務継続のための執行体制の確保</p> <p>4.1.2 南予地方本部の活動スペース（P21）</p> <p>（1）地方司令部及び支部の活動スペース</p> <p>地方司令部は、宇和島庁舎 7 階大会議室及び 4 階の総務県民課執務室で活動し、スペース不足が生じた場合は隣接する地域政策課及び税務課執務室を使用する。</p> <p>地方本部会議のスペースとして 7 階大会議室を確保する。</p> <p>八幡浜支部については、八幡浜庁舎 4 階災害対策室を使用する。</p> <p>（2）各対策班の活動スペース（P21）</p> <p>各対策班については、原則、庁舎の各執務室において所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、災害情報等の一元化を図るため、南予地方本部が設置される 7 階大会議室に各対策班の連絡員を置き、情報共有を図る。</p>	<p style="text-align: center;">第 4 部 業務継続のための執行体制の確保</p> <p>4.1.2 南予地方本部の活動スペース（P21）</p> <p>（1）地方司令部及び支部の活動スペース</p> <p>地方司令部のスペースは宇和島庁舎 7 階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、大会議室に津波避難者等を受け入れることから、停電時にも通信手段が確保できる 4 階総務県民課及び地域政策課執務室で活動し、スペース不足が生じた場合は、税務課執務室を使用する。その後、エレベータの復旧や津波避難者の退去など体制が整った後は、7 階大会議室とする。</p> <p>同様に、地方本部会議のスペースも 7 階大会議室とするが、地震津波時の初動期は、地方司令部の活動スペース内で少人数体制により開催することとし、その後は、地方司令部の移動に併せる。</p> <p>八幡浜支部については、八幡浜庁舎 4 階災害対策室を使用する。</p> <p>（2）各対策班の活動スペース（P21）</p> <p>各対策班については、原則、庁舎の各執務室において所掌する非常時優先業務を実施することとなるが、災害情報等の一元化を図るため、南予地方本部が設置される 4 階総務県民課等の執務室又は 7 階大会議室に各対策班の連絡員を置き、情報共有を図る。</p>	<p>停電時でも非常用発電機で照明や電力、電話 FAX が使用可能な総務県民課と地域政策課を活動スペースとする。</p> <p>本部会議は、地方司令部の活動スペース内とする。</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由														
<p>(P23)</p> <div data-bbox="129 1227 983 1422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（緊急配備要員が実施する初動の応急業務） ※（津波被害が想定される場合には）津波避難ビルとして周辺住民を受け入れるための庁舎玄関・7階会議室等の開錠、避難住民の誘導</p> </div>	<p>（3）他機関・他部局からの応援部隊等の活動スペース（P21） 応援部隊との情報共有を図るため、地方司令部の活動スペースに近い会議室等を提供する。 宇和島庁舎7階大会議室で地方司令部が活動する場合、津波警報等の解除により津波浸水のおそれなくなり、津波避難者退去後の会議室等（7階予備室や講師控室等）を使用する。 八幡浜庁舎では、7階中会議室を使用する。</p> <p style="text-align: center;">＜国等による主な支援チーム＞</p> <table border="1" data-bbox="1050 715 1899 991"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">関係機関</th> <th style="text-align: center;">支援チーム名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自衛隊</td> <td>災害派遣部隊</td> </tr> <tr> <td>消防庁</td> <td>緊急消防援助隊</td> </tr> <tr> <td>警察庁</td> <td>警察災害派遣隊</td> </tr> <tr> <td>総務省ほか</td> <td>総括支援チーム（GADM）</td> </tr> <tr> <td>厚生労働省</td> <td>災害派遣医療チーム（DMAT）</td> </tr> <tr> <td>国土交通省</td> <td>緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※内閣府（防災）作成の「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（R3.6）」より引用</p> <p>(P23)</p> <div data-bbox="1050 1227 1904 1422" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（緊急配備要員が実施する初動の応急業務） ※（津波被害が想定される場合には）津波避難ビルとして周辺住民を受け入れるための庁舎正面・裏玄関、7階大会議室、第一・第二会議室等の開錠、避難住民の誘導</p> </div>	関係機関	支援チーム名	自衛隊	災害派遣部隊	消防庁	緊急消防援助隊	警察庁	警察災害派遣隊	総務省ほか	総括支援チーム（GADM）	厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）	国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）	<p>他機関・他部局の応援部隊の活動場所について今回追加。場所は本部会議室に近接させる。</p>
関係機関	支援チーム名															
自衛隊	災害派遣部隊															
消防庁	緊急消防援助隊															
警察庁	警察災害派遣隊															
総務省ほか	総括支援チーム（GADM）															
厚生労働省	災害派遣医療チーム（DMAT）															
国土交通省	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）															

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>4.2 職員の確保</p> <p>4.2.1 職員の参集体制（P25）</p> <p style="text-align: center;">＜登庁に当たっての注意事項＞</p> <p>①服装 作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋</p> <p>②携帯品 携帯電話（充電器含む）、身分証明書、飲料水（水筒等）、食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯</p> <p>③参集方法 自動車は原則使用しない</p> <p>4.2.3 職員の参集可能人数（P28）</p> <p>（1）職員の居住状況（平成 27 年度調査）</p> <p style="text-align: center;">※別グラフのとおり</p>	<p>4.2 職員の確保</p> <p>4.2.1 職員の参集体制（P25）</p> <p style="text-align: center;">＜登庁に当たっての注意事項＞</p> <p>①服装 作業服など動きやすい服装、運動靴、帽子、手袋</p> <p>②携帯品 携帯電話（充電器含む）、身分証明書、3日分の飲料水（ペットボトル等）や食料、着替え、洗面具、タオル、携帯ラジオ、懐中電灯</p> <p>③参集方法 自動車は原則使用しない</p> <p>※飲料水は、1日3ℓ必要とされており、3日分は9ℓ。</p> <p>※食料等は、3日分を非常用持出し分として家庭に備蓄するとともに、参集時の負担にならないように勤務所の更衣室等に備蓄しておくことが望ましい。</p> <p>4.2.3 職員の参集可能人数（P28）</p> <p>（1）職員の居住状況（令和4年9月調査）</p> <p style="text-align: center;">※別グラフのとおり</p>	<p>必要量を追加。 また、水筒は不衛生なことから汎用性のあるペットボトルとする。</p> <p>令和4年度の宇和島庁舎及び八幡浜庁舎勤務職員の居住実態に基づき、見直す</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>②参集する庁舎の選択（P29）</p> <p>20km圏外の職員は交通機関の途絶等により3日間参集不能と想定するが、在勤庁舎が居住地から20km圏外であっても、他方の庁舎（宇和島庁舎に勤務する職員は八幡浜庁舎、八幡浜庁舎に勤務する職員は宇和島庁舎）が居住地から20km圏内にある職員は、発災後3日間は最寄りの庁舎へ参集することとする。</p> <p>南予地方局及び八幡浜支局では、松山からの通勤者が多く、これらの職員については、県庁本庁舎を参集場所とする。</p> <p>④経過時間毎職員参集人数及び参集率（P30）</p> <p>※別グラフのとおり</p>	<p>②参集する庁舎の選択（P29）</p> <p>20km圏外の職員は交通機関の途絶等により3日間参集不能と想定するが、津波警報等が解除後であっても、道路啓かい等の状況により在勤庁への参集が不可能な場合は、他方の庁舎（宇和島庁舎に勤務する職員は八幡浜庁舎、八幡浜庁舎に勤務する職員は宇和島庁舎）や最寄りの県庁舎へ参集することとする。</p> <p>南予地方局及び八幡浜支局では、松山からの通勤者が多く、これらの職員については、県庁本庁舎を参集場所とする。</p> <p>④ 経過時間毎職員参集人数及び参集率（P30）</p> <p>※別グラフのとおり</p>	<p>状況に応じて登庁可能な庁舎に参集することとする。</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>4.3 安否確認（P34）</p> <p>4.4 指揮命令系統の確立（P35）</p> <p>4.4.1 決裁者不在時の代理者</p> <p>災害対策地方本部長である地方局長が事故や不在等の非常時には、地方局長が登庁するまでの間、総務企画部長、健康福祉環境部長、産業経済部長、建設部長の順でその職務を代理することとしている。</p>	<p>4.3 安否確認（P34）</p> <p>4.3.3 チャットツールの活用</p> <p>「愛媛県防災メール」による安否確認のほか、携帯電話を用いた「LoGo チャット」の活用により、所属職員間等の報告、連絡、相談など意思疎通や情報共有を図るものとする。</p> <p>4.4 指揮命令系統の確立（P35）</p> <p>4.4.1 決裁者不在時の代理者</p> <p>災害対策地方本部長である地方局長が事故や不在等の非常時には、地方局長が登庁するまでの間、地域産業振興部長、健康福祉環境部長、農林水産振興部長、建設部長の順でその職務を代理することとしている。</p>	<p>今回追加</p> <p>今回修正</p>

現行	改定後	修正理由																																				
<p style="text-align: center;">第 5 部 業務継続のための執務環境の確保</p> <p>5.1.2 南海トラフ巨大地震が発生した場合の庁舎の利用想定 (P38)</p> <table border="1" data-bbox="232 456 925 1155"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">宇和島庁舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7階</td> <td>○被災直後、第一、第二会議室等を津波避難ビルとして開放（避難者退去後は、浸水により使用不能となった1階執務室の代替執務室として使用） ○大会議室を南予地方本部会議室として使用</td> </tr> <tr> <td>6階</td> <td>○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>浸水想定</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>浸水想定</td> </tr> </tbody> </table>	宇和島庁舎		7階	○被災直後、第一、第二会議室等を津波避難ビルとして開放（避難者退去後は、浸水により使用不能となった1階執務室の代替執務室として使用） ○大会議室を南予地方本部会議室として使用	6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用	5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用	4階		3階		2階		1階	浸水想定	地下1階	浸水想定	<p style="text-align: center;">第 5 部 業務継続のための執務環境の確保</p> <p>5.1.2 南海トラフ巨大地震が発生した場合の庁舎の利用想定 (P38)</p> <table border="1" data-bbox="1151 474 1843 1222"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #d9ead3;">宇和島庁舎 【発災直後から津波警報解除等まで】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7階</td> <td>○大会議室、第一・第二会議室を津波避難ビルの避難場所として開放。避難者の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。</td> </tr> <tr> <td>6階</td> <td>○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】</td> </tr> <tr> <td>5階</td> <td>○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>○「南予地方本部会議」「南予地方本部地方司令部」の場所として、総務県民課及び地域政策課執務室とする。</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>浸水想定</td> </tr> <tr> <td>地下1階</td> <td>浸水想定</td> </tr> </tbody> </table>	宇和島庁舎 【発災直後から津波警報解除等まで】		7階	○大会議室、第一・第二会議室を津波避難ビルの避難場所として開放。避難者の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。	6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】	5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。	4階	○「南予地方本部会議」「南予地方本部地方司令部」の場所として、総務県民課及び地域政策課執務室とする。	3階		2階		1階	浸水想定	地下1階	浸水想定	<p>庁舎の利用形態を段階別に定める。</p>
宇和島庁舎																																						
7階	○被災直後、第一、第二会議室等を津波避難ビルとして開放（避難者退去後は、浸水により使用不能となった1階執務室の代替執務室として使用） ○大会議室を南予地方本部会議室として使用																																					
6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用																																					
5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用																																					
4階																																						
3階																																						
2階																																						
1階	浸水想定																																					
地下1階	浸水想定																																					
宇和島庁舎 【発災直後から津波警報解除等まで】																																						
7階	○大会議室、第一・第二会議室を津波避難ビルの避難場所として開放。避難者の状況に応じて、予備室や講師控室を使用する。																																					
6階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】																																					
5階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。																																					
4階	○「南予地方本部会議」「南予地方本部地方司令部」の場所として、総務県民課及び地域政策課執務室とする。																																					
3階																																						
2階																																						
1階	浸水想定																																					
地下1階	浸水想定																																					

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由																		
<p>5.1.5 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定（P 40）</p> <p>（1）南予地方本部</p> <p>② ただし、津波被害等で宇和島庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、庁舎の健全性が確認でき、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き 7 階大会議室に南予地方本部を置くこととする。</p>	<table border="1" data-bbox="1153 271 1848 1061"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1153 271 1848 367">宇和島庁舎 【津波警報解除等により避難者退去後】</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 367 1299 662">7 階</td> <td data-bbox="1299 367 1848 662"> ○大会議室を「南予地方本部会議室」として使用。 ○第一・第二会議室を浸水により使用不能となった 1 階執務室の代替執務室として使用。 ○予備室や講師控室を他機関、他部局からの応援部隊の控室として使用。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 662 1299 758">6 階</td> <td data-bbox="1299 662 1848 758">○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 758 1299 845">5 階</td> <td data-bbox="1299 758 1848 845">○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 845 1299 885">4 階</td> <td data-bbox="1299 845 1848 885"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 885 1299 925">3 階</td> <td data-bbox="1299 885 1848 925"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 925 1299 965">2 階</td> <td data-bbox="1299 925 1848 965"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 965 1299 1005">1 階</td> <td data-bbox="1299 965 1848 1005">浸水想定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 1005 1299 1061">地下1階</td> <td data-bbox="1299 1005 1848 1061">浸水想定</td> </tr> </tbody> </table> <p>5.1.5 宇和島庁舎及び八幡浜庁舎の代替施設の選定（P 40）</p> <p>（1）南予地方本部</p> <p>② ただし、津波被害等で宇和島庁舎の一部執務室が使用できない場合であっても、庁舎の健全性が確認でき、防災通信機器の継続使用が可能な場合は、引き続き 4 階総務県民課及び地域政策課執務室又は 7 階大会議室に南予地方本部を置くこととする。</p>	宇和島庁舎 【津波警報解除等により避難者退去後】		7 階	○大会議室を「南予地方本部会議室」として使用。 ○第一・第二会議室を浸水により使用不能となった 1 階執務室の代替執務室として使用。 ○予備室や講師控室を他機関、他部局からの応援部隊の控室として使用。	6 階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】	5 階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。	4 階		3 階		2 階		1 階	浸水想定	地下1階	浸水想定	
宇和島庁舎 【津波警報解除等により避難者退去後】																				
7 階	○大会議室を「南予地方本部会議室」として使用。 ○第一・第二会議室を浸水により使用不能となった 1 階執務室の代替執務室として使用。 ○予備室や講師控室を他機関、他部局からの応援部隊の控室として使用。																			
6 階	○会議室を宇和島海上保安部の代替庁舎として使用。【協定締結済】																			
5 階	○会議室を自衛隊連絡員待機場所として使用。																			
4 階																				
3 階																				
2 階																				
1 階	浸水想定																			
地下1階	浸水想定																			

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由																											
<p>5.2 電力</p> <p>5.2.1 現状（P 42）</p> <p>①宇和島庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、地下車両用リフト、中央エレベータ 2 基、揚水ポンプなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。 	<p>5.2 電力</p> <p>5.2.1 現状（P 42）</p> <p>①宇和島庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災により外部からの電源供給がストップした場合には、非常用発電設備が直ちに起動し電源を供給することとなる。非常用発電設備は、消火栓・泡消防ポンプ、消防設備、非常灯、地下車両用リフト、中央エレベータ 2 基、揚水ポンプなどに電力を供給する庁舎用非常用発電機及び、防災通信システムに電力を供給する防災用非常用発電機がある。 各執務室の天井照明は、庁舎用非常用発電機から電力が供給される一部のみの点灯。 	<p>今回追加</p>																											
<p style="text-align: center;">＜庁舎用非常用発電機による電力供給場所＞</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">供給される照明灯場所</th> <th style="text-align: center;">供給されるコンセント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">7 階</td> <td style="text-align: center;">大会議室</td> <td style="text-align: center;">大会議室の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 階</td> <td style="text-align: center;">教育事務所、電話交換所</td> <td style="text-align: center;">教育事務所、電話交換所の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 階</td> <td style="text-align: center;">農業振興課</td> <td style="text-align: center;">農業振興課の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 階</td> <td style="text-align: center;">総務県民課、地域政策課</td> <td style="text-align: center;">総務県民課、地域政策課の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 階</td> <td style="text-align: center;">管理課、建設企画課、道路課</td> <td style="text-align: center;">管理課、建設企画課、道路課の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 階</td> <td style="text-align: center;">企画課、試験室</td> <td style="text-align: center;">企画課、試験室、印刷室の一部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 階</td> <td style="text-align: center;">浸水想定</td> <td style="text-align: center;">浸水想定</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地下 1 階</td> <td style="text-align: center;">浸水想定</td> <td style="text-align: center;">浸水想定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 2 階以上のトイレ及び更衣室は点灯</p>			供給される照明灯場所	供給されるコンセント	7 階	大会議室	大会議室の一部	6 階	教育事務所、電話交換所	教育事務所、電話交換所の一部	5 階	農業振興課	農業振興課の一部	4 階	総務県民課、地域政策課	総務県民課、地域政策課の一部	3 階	管理課、建設企画課、道路課	管理課、建設企画課、道路課の一部	2 階	企画課、試験室	企画課、試験室、印刷室の一部	1 階	浸水想定	浸水想定	地下 1 階	浸水想定	浸水想定	<p>今回追加</p>
	供給される照明灯場所	供給されるコンセント																											
7 階	大会議室	大会議室の一部																											
6 階	教育事務所、電話交換所	教育事務所、電話交換所の一部																											
5 階	農業振興課	農業振興課の一部																											
4 階	総務県民課、地域政策課	総務県民課、地域政策課の一部																											
3 階	管理課、建設企画課、道路課	管理課、建設企画課、道路課の一部																											
2 階	企画課、試験室	企画課、試験室、印刷室の一部																											
1 階	浸水想定	浸水想定																											
地下 1 階	浸水想定	浸水想定																											

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>5.6 食料・飲料水等の備蓄等 5.6.2 課題及び対策（P48）</p> <div data-bbox="129 384 922 469" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>対策 ・職員は自宅での食料及び飲料水の備蓄に努める。</p> </div>	<p>5.6 食料・飲料水等の備蓄等 5.6.2 課題及び対策（P48）</p> <div data-bbox="1052 384 1939 469" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p>対策 ・職員は自宅や勤務先での食料及び飲料水の備蓄に努める。</p> </div> <p>（参考）愛媛県地域防災計画では、県民の果たすべき役割の中で、飲料水、食料については最低7日分を備蓄し、3日分は非常用持出し分とされている。</p>	<p>今回修正</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>5.8 公用車（P50）</p> <p>5.8.1 現状</p> <p>①宇和島庁舎（R3.4.1現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪車66台の公用車を所有している。 ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。 ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の26台は退避できない。 <p>②八幡浜庁舎（R3.2.25現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪車49台の公用車を所有している。 ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。 ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の19台は退避できない。 	<p>5.8 公用車（P50）</p> <p>5.8.1 現状</p> <p>①宇和島庁舎（R5.3.22現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪車61台の公用車を所有している。 ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。 ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の24台は退避できない。 <p>②八幡浜庁舎（R5.3.22現在）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四輪車51台の公用車を所有している。 ・津波が庁舎まで到達した場合、全車が使用できなくなる。 ・車両用リフトに非常用電源が供給されているものの、地震による自動停止後はエレベータ業者が安全確認後、再起動させるまで運転することができず、地下駐車場保管の17台は退避できない。 <p>5.8.4 その他（P51）</p> <p style="color: red;">津波が庁舎まで到達しない場合のほか、大規模災害の発生に備え、公用車へのこまめな満タン給油を行う。 （公用車所管課で、給油に関するルールをあらかじめ決めておく。）</p>	<p>時点修正</p> <p>今回追加</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>5.11 来庁者への対応（P57）</p> <p>【来庁者への対応方針】</p> <p>① 避難場所の指定</p> <p>来庁者用の避難場所は、各庁舎 7 階の会議室とするが、被災により同所が使用できないなど状況に応じて非常時優先業務の妨げにならないよう、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。</p> <p>（避難場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難場所は、宇和島庁舎が 7 階第一、第二会議室等、八幡浜庁舎は、7 階大会議室とする。 <p>（誘導方法）</p> <p>【勤務時間内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後直ちに 7 階会議室等を開錠する。 <p>【勤務時間外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波・津波警報が発表された場合（八幡浜支局にあつては津波警報が発表された場合も含む）は、避難住民を受け入れるため、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室（総務班及び八幡浜地方司令室が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は警備員と連携の上、玄関及び 7 階会議室等を開錠しておく。 	<p>5.11 来庁者への対応（P57）</p> <p>【来庁者への対応方針】</p> <p>① 避難場所の指定</p> <p>来庁者用の避難場所は、各庁舎 7 階の会議室等とするが、被災により同所が使用できないなど状況に応じて非常時優先業務の妨げにならないよう、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、速やかに庁舎内に来庁者用の避難場所を指定し、庁内に周知する。</p> <p>（避難場所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の避難場所は、宇和島庁舎が 7 階大会議室、第一・第二会議室、避難者等の状況に応じて、予備室や講師控室、八幡浜庁舎は、7 階大会議室とする。 <p>（誘導方法）</p> <p>【勤務時間内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、発災後直ちに宇和島庁舎は 7 階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は、7 階大会議室を開錠する。 <p>【勤務時間外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津波・津波警報が発表された場合（八幡浜支局にあつては津波警報が発表された場合も含む）は、避難住民を受け入れるため、南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室（総務班及び八幡浜地方司令室が到着していない場合は地震発生時の緊急配備要員）は警備員と連携の上、玄関ほか、宇和島庁舎は 7 階大会議室、第一・第二会議室、八幡浜庁舎は 7 階大会議室を開錠する。 	<p>予備室や講師控室の使用を想定し、「等」を付ける。</p> <p>一旦、誘導する場所を具体的に記載する。</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
<p>(P58)</p> <p>【庁舎周辺の指定避難場所及び指定緊急避難場所】</p> <p>①宇和島庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難場所 <ul style="list-style-type: none"> 市立和霊小学校（宇和島市伊吹町甲111番地） 闘牛場（宇和島市和霊町496番地2） ○指定緊急避難場所 <ul style="list-style-type: none"> 龍光院境内（宇和島市天神町1-1） 丸山公園運動広場（宇和島市和霊東町555-1） <p>②八幡浜庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難場所 <ul style="list-style-type: none"> 市立愛宕中学校（八幡浜市西海寺325） 市立愛宕保育所（八幡浜市487-3） ○指定緊急避難場所 <ul style="list-style-type: none"> 八幡浜市役所（八幡浜市北浜1-1-1） 大平自治公民館（八幡浜市大平） 	<p>(P58)</p> <p>【庁舎周辺の指定避難所】</p> <p>①宇和島庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・パフィオうわじま（宇和島市鶴島町8-3） ・市立和霊小学校（宇和島市伊吹町甲111番地） ・闘牛場（宇和島市和霊町496番地2） <p>②八幡浜庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定避難所 <ul style="list-style-type: none"> ・市立愛宕中学校（八幡浜市愛宕335-1） ・市立愛宕保育所（八幡浜市愛宕山487-3） 	<p>津波避難 住民等の 指定避難 所を記載 する。</p>

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
----	-----	------

5.12 業務資源確保の発災時の対応（P59）

	対 応 手 順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導</p> <p>→屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を7階会議室等へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を案内。</p> <p>◇火災への対応</p> <p>◇公用車の退避</p> <p>◇地震（津波）情報の収集伝達及び避難</p> <p>◇津波避難ビルとしての避難住民の受入れ →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、玄関及び7階会議室等を開錠、避難誘導を行う。</p>

5.12 業務資源確保の発災時の対応（P59）

	対 応 手 順
発災直後	<p>○勤務時間内に発災した場合</p> <p>◇職員・来庁者の負傷者対応・避難誘導</p> <p>→屋外への避難の必要がない場合は、来庁者を7階大会議室等へ一旦誘導し、周辺の安全確認後に庁舎外への移動を案内。</p> <p>◇火災への対応</p> <p>◇公用車の退避</p> <p>◇地震（津波）情報の収集伝達及び避難</p> <p>◇津波避難ビルとしての避難住民の受入れ →南予地方司令部総務班及び八幡浜地方司令室は、玄関及び7階大会議室等を開錠、避難誘導を行う。</p>

停電時でも非常用電源設備で照明や電力使用が可能な7階大会議室に優先して誘導する。

R 4 南予地方局業務継続計画（地方局版 BCP）改定の新旧対照表

現行	改定後	修正理由
	<p data-bbox="1413 268 1581 300" style="text-align: center;">＜参考資料＞</p> <p data-bbox="1055 368 1899 400">＜参考 1＞南海トラフ地震の発災から数時間までの職員行動手順</p> <p data-bbox="1055 464 1944 544">＜参考 2＞南予地方局所属職員通勤距離等調査における参集条件等の設定について（H28.3 想定）</p> <p data-bbox="1055 608 1944 687">＜参考 3＞令和 4 年度南予地方局職員経過時間毎職員参集人数及び参集率（R4 年度想定）</p> <p data-bbox="1055 751 1944 831">＜参考 4＞南予地方局所属職員通勤距離等調査における参集条件等の設定について（R 4 年度想定）</p> <p data-bbox="1055 895 1809 927">＜参考 5＞宇和島庁舎及び八幡浜庁舎への参集予測人数表</p>	<p data-bbox="1984 268 2101 300">今回追加</p>